

注 文 書

1 契約番号 2024000603

2 件名 人工呼吸器点検業務委託（フィリップス製）

3 履行場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

4 履行期限 令和7年3月14日

5 別添書類

（1）仕様書

（2）参考明細書

6 担当課 経営管理部総務課

仕様書

1 件名

人工呼吸器点検業務委託（フィリップス製）

2 履行期限

令和7年3月14日

3 履行場所

大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）

4 メーカー及び点検対象機器

(1) フィリップス（株）

ア 非侵襲的人工呼吸器 V60（3台）

5 点検内容

(1) メーカー推奨の定期点検及び部品交換を履行期限内に1回実施すること。

(2) 定期点検実施時間は平日（「大崎市の休日を定める条例」に規定する休日を除く。）午前8時30分～午後5時15分までの間に実施するものとする。なお、機器の引き上げする場合は代替機器を準備すること。

(3) 点検交換部品以外に起因する修理についての費用は別途とする。

6 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

7 その他

(1) 点検を実施する場合は、事前に作業日程を発注者側と協議するものとする。

(2) 受注者は、業務が完了したときは速やかにその旨を担当課に給付完了通知書等で通知するとともに発注者の検査を受けること。なお、通知の際に報告書及び作業が確認できる実施状況写真を添付すること。

(3) 本委託料は、完成検査後に受注者からの請求により支払うこととする。発注者は受注者からの適法な支払請求を受けた日から、30日以内に請求金額を受注者に支払

うものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項は双方別途協議のうえ決定する。

参考明細書

1 部品費

(単位：円)

No	機器名	数量	単位	単価（税抜）	計（税抜）	備考
1	非侵襲的人工呼吸器 V 6 0	3	台			
部品費 積算額 (A)						

2 人件費

(単位：円)

No	機器名	数量	単位	単価（税抜）	計（税抜）	備考
1	人件費		人/時			
2	出張費/諸経費	一	式			
人件費積算額 (B)						

積算額 (A)+(B)		
積算額に係る消費税		適用税率 10%
積算額（税込）		